

# 平成 23 年度野洲市予算編成方針（大綱）

平成 22 年 10 月 21 日

## 1. はじめに

### （1）経済情勢と国・滋賀県の予算編成の動向

わが国の経済情勢について、今月の月例経済報告において、基調判断を「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある」としている。

国の平成 23 年度の予算編成においても、歳出の大枠を平成 22 年度の約 71 兆円以下に抑制し、新規国債発行額も約 44 兆円以下にとどめるという概算要求基準の骨子を実施するには大幅な税収増が見込めない限り、既存予算の歳出削減や組換え等が必要となることから、難航は必至と言わざるを得ない状況である。併せて、懸案となっている子ども手当の満額支給をはじめとする社会保障、農業政策における戸別所得補償制度、ひも付き補助金の一括交付金化を含む地域主権改革など、未だ先行き不透明な状況であり、その財源の目処がない中で地方財政への影響が懸念される。

こうした情勢の中、今後、真の地域主権改革を実現するため、税財源や地方交付税の充実強化による自治財政権の確立を望むものである。

また、滋賀県においても、巨額の財源不足に対応するため、財政構造改革プラン等を策定し、実行されているところであるが、それでもなお毎年度約 140～260 億円におよぶ財源不足が平成 23 年度以降も続くものとの収支見通しが試算されており、新たに「(仮称) 滋賀県行財政改革方針における事業見直しについて (案)」が示されたところである。この中には、県庁内部の改革のみならず県下市町に対する補助事業等を含めた 36 事業が見直し対象とされており、本市の財政運営に対しての影響が懸念される。

### （2）本市の財政状況

本市の財政状況は、長引く景気低迷の影響により主要な税収源である法人市民税がピーク時の 1/4 以下に落ち込み、極めて厳しい状況におかれている。

このような危機的な財政状況を回避するために昨年度に「財政健全化集中改革プラン - 出直し！元気やすプラン -」を議会、関係機関のみならず市民懇談会等による市民との議論を重ね策定したところである。その結果、平成 22 年度当初予算には、約 6 億 3,400 万円の見直しを反映することができ、財務体質はスリム化し、一先ずは危機回避ができたところである。

しかしながら、予想以上に長引き、深刻さを増す景気の低迷により税収は回復の見通し

が立たず、現計予算額の確保さえ困難な状況となっている。さらに、これまで財源不足を補ってきた財政調整基金の残高は、今年度末には6億円余りにまで減少する見通しであり、公債費においては、小・中学校の耐震整備事業をはじめとする緊急度の高い事業を優先的に取り組み、その残高が一定増加する見通しを立てているものの、今後も中・長期的にも大きな事業に取り組まなければならない状況にあることから、今後の景気判断からしても、財政を逼迫させる要因は、依然として続くことを常に念頭に置いた行財政運営に努める必要がある。

【基金残高見込】

(単位：千円)

区分	平成21年度末残高	平成22年度末残高 (見込)	平成22年度中増減額 (見込)
財政調整基金	748,141	624,041	△ 124,100
減債基金	122,391	122,606	215
その他特定目的基金	463,162	441,703	△ 21,459
公共施設等整備基金	149,008	107,271	△ 41,737
ふるさと水と土基金	27,500	27,500	0
市営住宅建設整備基金	74,266	74,359	93
湖岸地域振興基金	50,473	50,598	125
墓地公園整備基金	160,628	179,685	19,057
まちづくり基金	1,287	2,290	1,003

## 2. 平成 23 年度予算編成に向けた基本的な考え方

### (1) めざすべき予算の規模

このような財政状況の中、引き続き「財政健全化集中改革プラン」を着実に実行するとともに、今後数年間先の社会経済状況及び国の地方財政に対する方針を踏まえた場合、当面は基金からの繰入を必要最低限に抑え、可能な限り適正な基金規模の確保を図る必要がある。また、地方交付税の合併優遇措置が平成 27 年度から段階的に縮小され、平成 31 年度にはその期間が終了となることから、歳入に見合った適正な予算編成の実現をめざし、平成 23 年度においては、一般会計の予算規模を 184 億円（一般財源ベースで 118 億円）程度を目処として予算の編成を図るものとする。

【歳入歳出予算額の推移見込】

歳入

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22		H23 (見込)	
	当初	当初	当初	当初	当初	当初	1号補正後	当初	うち一般財源
市税	7,679,018	7,989,417	8,562,708	9,105,075	8,182,654	7,913,568	7,913,568	7,550,000	7,550,000
地方譲与税	359,600	564,000	192,000	185,000	170,000	161,000	161,000	161,000	161,000
県税交付金	587,950	639,500	664,000	644,000	590,001	469,001	469,001	470,000	470,000
地方特例交付金等	100,000	224,500	67,000	108,000	121,000	68,000	110,671	100,000	100,000
地方交付税	1,773,053	1,500,000	1,400,000	1,620,000	1,790,000	1,860,000	1,860,000	1,800,000	1,800,000
国庫支出金	1,246,736	1,070,887	869,821	857,094	820,545	1,258,692	1,904,930	1,900,000	0
県支出金	753,134	752,505	869,049	893,128	794,307	1,324,043	1,349,519	1,380,000	0
市債	2,902,200	3,569,100	1,410,700	1,666,100	961,300	2,972,000	2,972,000	3,530,000	1,500,000
繰入金	1,510,033	1,320,302	957,565	820,002	988,502	324,677	324,677	100,000	100,000
その他	1,880,276	1,436,789	1,370,157	1,455,601	1,592,691	1,409,019	1,409,019	1,400,000	89,000
計	18,792,000	19,067,000	16,363,000	17,354,000	16,011,000	17,760,000	18,474,385	18,391,000	11,770,000

歳出

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22		H23 (見込)	
	当初	当初	当初	当初	当初	当初	1号補正後	当初	うち一般財源
人件費	4,074,092	4,029,986	3,962,594	3,965,272	3,966,825	3,865,699	3,882,889	3,880,000	3,430,000
扶助費	1,654,612	1,793,964	1,846,748	2,105,662	2,073,001	2,226,396	2,923,591	2,982,000	860,000
普通建設事業費	4,108,601	4,690,222	1,928,531	2,079,433	1,014,389	2,945,048	2,945,048	3,180,000	500,000
公債費	2,569,785	2,691,057	2,627,589	3,118,667	2,863,816	2,766,996	2,766,996	2,830,000	2,740,000
その他	6,384,910	5,861,771	5,997,538	6,084,966	6,092,069	5,955,861	5,955,861	6,079,000	4,800,000
計	18,792,000	19,067,000	16,363,000	17,354,000	16,010,100	17,760,000	18,474,385	18,951,000	12,330,000

※平成22年度については、国会審議中であつたため当初予算額に子ども手当の計上を見送っているの、子ども手当を計上した1号補正後の予算額も記載しています。

平成23年度当初予算一般財源不足額 (見込)

(単位：千円)

歳入計 11,770,000      -      歳出計 12,330,000      =      △ 560,000

(2) 財源不足への対応

長引く景気低迷により本市の税収も劇的な回復は望めず、この状況は今後も数年間続くものと予測され、「財政健全化集中改革プラン」の実行及び本年度実施した行政評価制度による予算たな卸結果(約 94,000 千円)を反映させてもなおの財源不足が懸念される。

この財源不足への対応には、第一には、歳出の削減に最大限努めることであるが、「財政

健全化集中改革プラン」により削減を実施した現状においては、更なる大きな歳出削減効果は期待できず、市民サービスへの影響を考慮すると財政調整基金の取崩し、市債の発行等により財源手当を考えざるを得ない状況にある。

ただし、これらは将来への負担増に繋がることから、すべての事業において前例にとらわれることなく、最善かつ最小限の経費であることを徹底的に検証し、真に必要な経費のみを予算に見積もることとし、基金、市債等の対応に当たっては、将来見通しを立てた計画をもって市民に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

### (3) 重点事業への取組み

これまで述べてきたように、本市の財政は極めて厳しい状況ではあるものの、それを「やらなければならない」事業に着手しない理由にはならず、予算編成においても重点事業として積極的に予算化することを基本とする。

重点事業とは、市長のマニフェストロードマップに則して、現段階で本年度中に財源を含めた事業スキームについて、庁内、関係者間等でコンセンサスが形成されたなど、その着手に一定の道筋をつけた事業とする。

ただし、現下の財政状況を考慮すれば、国・県の財源問題が不透明であることから、こうした動向を見極めた上で予算編成を行うことを充分認識して実施する必要がある。

### (4) 国、県の施策との整合

国、滋賀県等による制度の廃止、変更や事業見直し等による予算の動向を的確に把握し、代替の財源が担保されない場合は、事業の中止、縮小を原則とし、市単独事業としての継続は認めない。

### (5) 予算編成過程の公開及び市民懇談会の開催

予算編成過程の透明化を図るべく、予算編成事務の主要過程（要求・財政部局査定・理事者査定）において、その概要を市ホームページ、市役所情報公開コーナー等において公開し、市民への情報提供と意見の集約を図るとともに、要求段階からの情報についても市民懇談会の開催により積極的に公開することで市民との議論を一層深め、市民協働による予算編成をめざす。